

北海道科学大学学生の弔慰金等に関する取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、北海道科学大学（以下「本学」という。）に在籍する学生が死亡したとき、その遺族に対する弔慰について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 弔慰金等は香料、供花、弔電とし、学生が死亡したときに贈与するものとする。

(対象)

第3条 弔慰金等の贈与対象者は、葬祭供養をおこなう者とする。

(弔慰金額等)

第4条 弔慰金額等は次のとおりとする。

- (1) 香料として30,000円
- (2) 15,000円以内の供花
- (3) 弔電

2 学長が必要と認めたときは、前項の贈与金額を増額することができるものとする。

(申請)

第5条 クラス担任・指導教員は、学生が死亡したとき、弔慰金等給付申請書に関係書類を添え、学生支援センター長に申請しなければならない。

(調査)

第6条 学生支援センター長は、前条の申請を受けたとき、直ちにその状況を調査するとともに、学長に報告しなければならない。

(供与)

第7条 クラス担任・指導教員は、第3条に定める者に代り弔慰金等を受領するものとする。

2 クラス担任・指導教員は、前項の弔慰金等を第3条に定める者に受け渡しするものとする。

(葬祭供養への列席)

第8条 クラス担任・指導教員及び当該学生の属する学科長は、原則として葬祭供養に列席するものとする。

2 前項の定める者が事情により列席できないときは、代理者を列席させることができる。

3 学長は必要に応じ、クラス担任・指導教員及び当該学科長以外の者を指名して列席させることができる。

(列席経費)

第9条 前条による列席者は、学外勤務伺を学生支援センター長に提出しなければならない。

2 前条に要する経費の支出は、本学旅費規程を準用するものとする。

(内規の改廃)

第10条 この内規の改廃は、学生支援センターの議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この内規は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、昭和61年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成5年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成10年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 1 この内規の改正は、平成30年4月1日から施行する。